

第4回 新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会 議事概要

日 時：令和7年5月22日（金）10:00～12:10

場 所：虎ノ門37森ビル12階会議室（Web会議併用）

出席者：湯浅座長、生野参与、大塚参与、岡本参与、黒田参与、溜箭参与、
林参与、藤谷参与、松前参与、弥永参与、吉谷参与

事務局：高角局長、大野次長、魚井課長、鈴木法令基準室長、豊福企画官代理

【議事】

- （1） 新たな公益信託制度の施行準備研究会に関して
- （2） パブリック・コメント結果を踏まえた討議
 - －パブリック・コメント実施結果
 - －主な提出意見とその対応方針
 - －実施結果及び対応方針に関する自由討議
- （3） モデル信託契約に関する討議

【概要】

○ 事務局から、資料1に基づき説明を行った。参与からの主な意見は以下の通り。

（参与の追加に関して）

- 参与の補充に関して、パブリック・コメント通し109番でも市民活動の実務に通じた方が入っていない点を指摘されている。事業信託も含めて担っていくとなると、市民活動の領域における期待感も高いため、ガイドラインの議論なども見据えて追加を検討いただきたい。

1 総論

- 結論は事務局方針に賛成。入り口段階での提出書類に関して、この場の参加者のレベルであれば大したことがないと感じられても、市民活動の主体から見ると具体的に何がどう大変なのかを言語化することが難しいのではないか。信託はしっかりしたものでないといけない、他方で公益活動に活性化してほしいという2つの矛盾するメッセージが伝わると感じる。実際に今の公益信託の活用は減っている、信託を実際にやっているプレーヤーからの生存者バイアスでは今のルールで問題ないとされているが、まだプレーヤーとなっていない者の意見も重要。一方で、法律家として府令では現在

の提案になると理解する。理想論としてはハードルを下げて、怪しいものは後から監督するなどが本来的には望ましいが、実態としては委員会の体制が持たないということも理解する。ガイドラインで調整を図るという事務局方針ではあるが、これから公益信託を使ってほしい人たちに正しく伝えられるかという点は考えていかないといけない。

(1) 公益事務の内容（法別表関係）について

- 中間支援について、市民にわかりやすいかというところとわかりにくいと考える。「その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事務」に全て入るという議論もあるが、ほかの項目もいらなくなってしまう。公益と考えるものは時代によって変化するため追加いただきたい。

(2) 信託行為に定める事項について

- パブリック・コメントの回答案の中で、規制を厳しくしないと委託者の信頼を得られないという趣旨の記載がある。寄附の専門家の話も聞いたが、行政と結びつきが高いところで寄附が増えるというデータはない。特定非営利活動よりも認定NPOのほうが弱いというデータもある。ちゃんと信頼性を担保するのは重要だが、身近なところで市民が公益活動に参加できることが必要。
- 事務局案に賛同。信託行為に定める事項に関して、過剰であるという意見があったが、信託行為の定めは公益信託で何をするのか明らかにするもの。信託を設定するとき、受託者が何をやるのかを委託者が決め、認可の際に行政庁でも把握でき、第三者からもわかるようにするという趣旨である。また現在提示されている公益信託の定めは府令案として複雑に見えるが、実務ではそこまで複雑にならないのではないかと考える。その点はガイドライン等の中で具体化していければよいと考える。
- 1条14号（利益相反行為）の取扱いについて事務局の考えはモデル契約14条6項において利益相反行為の合理的な必要性が出てきたときには信託管理人の承認を受けて行うという考えと推察した。信託管理人の承認で全てできるようになるかはためらいがあるが、このような定めが認められるならば、永続を前提としても変更認可が負担となるという懸念は払しょくできていると考える。
- 信託銀行の信託では資産運用をしていることから利益相反に関わる可能性が広くあるため、利益相反の取引が広く記載しているが実際に市民活動をする民間の団体等が事業型の信託をするケースでそこまで利益相反を懸念されるケースはそれほどないのではと考える。美術館をやっている団体が美術品の信託事務を処理するというケースでは、美術館と信託財産の間での利益相反が想定されるため、信託行為の検討の段階でしっかり検討されるべきである。この項は重要であると考えます。
- 利益相反取引は、NPOが受託したときに固有業務と信託業務が同一の内容になり得

るので論点であると理解している。いったん記載すると変更には認可が必要となる。信託は基本的にTrustであり相手を信頼している。こういう形で記載しないと信頼できないと役所は考えるかもしれないが、当人同士はそこまで不要である。

- 原則として信託法に照らしたとき、利益相反は禁止されており、信託行為に定めれば認めるとなっている。それは14号で要求されても仕方ない。当人同士が信頼しているからやらなくていいという考えは違うと考える。
- 利益相反は公益信託ではないだろうという考えは懐疑的。利益相反はだめであるというのは抽象論ではよいが、いかに利益相反をマネージするかという考えが必要である。時代の変化も想定することが必要である、最初からリスクがあるので広く利益相反を書くべきというのは変化への対応を難しくしてしまう。
- 会社法では外形的に利益相反行為に該当し得る場合にはこういう手続きを踏みなさいという規律が設けられている。信託行為に記載する利益相反行為について、実際に利益を毀損する場合についての議論か、外形的に見て利益が相反しているように見える場合についての議論かを分けて考えるべきである。

(3) 「小規模公益信託」について

- 小規模に関しても、小規模で一律にチェック不要とするということは誰も求めている。小規模に対しても必要な基準はある。事前の認可に関して一律に求める基準が過剰ではないか、求めている書類が過剰ではないかという意見である。
- 事務局方針に賛同。具体的にこの項目は不要ということが出てくれば外すこともあるかもしれない。ただし、パブリック・コメントの中で個別の指摘はなく議論がしにくい。事後的に是正するのが望ましいという意見については、公益認定を受けている法人に関してもめったに認定を取り消している事例はなく、日本の風土として事後規制は難しく、慎重に考えるべきである。

(4) 経理的基礎に係る受託者の固有財産について

- 固有財産について、信託財産だけでできる事業を、固有財産まで要求するのは公益信託法7条3項4号の「公益信託事務を処理するのに必要な経理的基礎を有することを明らかにする」ものとして求める書類と理解する。これに固有財産が入るというのは行き過ぎであると考え。欠格事項で滞納処分についての有無がわかるのでそれで充分である。
- 個人について固有財産を明らかにしなくてよいというのは、公益信託法の規定からも、公益法人制度の経理的基礎の概念からも説明がつかないのではと考える。認可基準を定めている公益信託法8条2号では「受託者が公益信託事務を適正に処理するのに必要な経理的基礎」を有していることが要件で、この点の説明が必要。経理的基礎とは公益法人の関係でも、受託者が十分な財政的な基礎を持っているかが含まれている。経

理的基礎は様々な業法上の規制の中で要求されると思うが、実際には法人が事業を行うため問題になってこなかった。公益信託において法人・個人を問わず受託者になるときに、法人には求めるが個人に求めないということを合理的に説明できないと考える。個人について開示させる必要がないのであれば、法人に対しても求めなくてよいというのは、現在の公益信託法の建付けからは財産状況を求めない、債務超過だけでいいとならないと思う。

- 固有財産に関して、百万円単位への修正に賛成。個人たる受託者の財産・負債を明らかにすることとなっているが、ここまで必要かは疑問。公益信託以外の事業を行っていれば、その事業でどのような財産状況かといった把握は必要だが、全資産の内容を明らかにすることまでは不要であると考ええる。
- 公益法人はその団体の財産が重要である一方、公益信託は、受託者の信託財産が前提となって事務を行うもの。全ての公益認定に対して要求してくるということは行き過ぎではないか。預り金がある場合やリスクのある要素があれば別だが、すべからく求めるのは費用対効果として見合わないのではないかと考える。
- 受託者の財産目録に関して、法人と個人で違いがあり得ると考える。法人は事業の目的が明らかなが、個人に関しては全部の財産をどこまで開示するかは検討が必要で、簡素化しても良いのではないかと考える。

2. 提出書類

(1) 提出書類の量等について

- 府令案は信託銀行がやって合議制機関が配分を担っているという従来の公益信託に引きずられている印象。事業信託は多様な展開があり得ることから、永続を前提とした公益信託の在り方をいかに考えるか。一律に提出書類の削減を行うことが適切でない根拠も不明。減免規定を置くか、大きい規模に上乗せ規定を乗せる形が困難かどうか示されていない。
- パブリック・コメント通し72番について、一覧性を持った形で提出せよという公益信託法41条で書かれている旨の説明だった。内閣府令40条は、内閣府からの情報提供のものではないため、削除か修正をお願いしたい。実際問題として100以上の公益信託に関して手作業で報告書を作る事態になりかねず、対応に関して御相談したい。
- 府令2条2項3号の修正案について、最終事業年度が到来していない団体については成立の日における貸借対照表等を提出するという会社法等の規定を参考にしようか。

(2) 信託法第37条第1項の書類（帳簿等）について

- 「監査等」については、信託管理人の監督が代替的機能を含めて果たすことを求めており、単純に監査規定がないことから規制強化を求める論理は単純すぎる。社員と受益者との比較を行うことの法的根拠も明確ではない。「内閣府令・法務省令イメージ

説明資料案」P.23によると、この場合の帳簿は、たとえば、全ての取引を借方及び貸方に仕訳する帳簿（仕訳帳）は、取引の発生順に取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載するものと記載されている。これらの書類があるから計算書類も適切に作成され、どのようなものであったか後で追いかけることも可能となる。この帳簿のルールは企業会計に限らない。これらの帳簿と別の帳簿を作成し、提出、公表するのだろうか。それは二重の作業となるのではないか。

- 会計帳簿に個人情報はないと思う。仕訳帳に人の名前が出てくることはないと思う。
- 会計帳簿を公表するということは概念としてなじまない。開示を前提とした帳簿に関しては、どのようなものが相応しいか議論を慎重にすべき。

3. 特定資産公益信託について

- 特定資産公益信託について棚卸資産や減価償却の問題は従来もあったはずである。このような規制強化を行う具体的な立法事実はあるのか不明である。ない場合には、抽象的な会計理論的整合性を求めているのかもしれないが、実務から離れ利用者の便宜を犠牲することになりかねない。むしろ会計理論における重要性の原則を前提に判断すべきである。財務規模的に棚卸資産や減価償却問題が重要になるような事業計画・事業報告がある場合には、具体的に対応することで足りる。逆に、事業収入を得る形の事業型支出を行わないことのみを制限とする方向で緩和してはどうか。地域のお祭りを特定資産公益信託でできるように広げたらいいのではと考えている。収入側の財産運用の緩和に関して、十分検討できると思う。運用の自由度を高めるときに、会計情報の開示を高めるという考えはあり得ると思う。
- 既存のもので現物支給に近いものとしては学校法人等に請求書をとって、それを信託銀行が払う。受託者が発注者となって業者に払う場合があるのは確認できていないが、受託者が在庫を持つことはないと思う。助成金に関連して奨学生に記念品を授与するなどはある。

4. 公益事務割合について

- 公益事務割合については、ガイドラインで明らかにする方向について異論はない。ただし、信託報酬概念については、公益認定法の考え方との整合性が取れるのかを含め、基本的な検討が必要であるように思われる。一律にすべてに70%を適用するのは妥当でない
- やむを得ない事情で一時的にクリアできない場合の説明は理解した。一方で、これまでも助成金をやっていて70%という基準は妥当であると思うが、信託報酬がすべて管理費に計上されるとすると、役務や不動産などの物品を中心とする事業型の場合、信託報酬が事務費用の30%を毎年超えるパターンもありうると思う。そのような場合にまったく認可を認めないのもどうかと思う。今の府令の書きぶりだとそれ以外は認めな

いとなっていないか。

自由討議

- パブリック・コメント通し49番に関して、ガイドラインに記載とはなっていないが、ガイドラインに記載と回答なされていないものに関しても今後詳細に記載することを検討いただきたい。パブリック・コメント通し25番に関して、既存の公益信託の移行認可時に、信託管理人の書類に関して、再度の提出を求めている。移行に際して色々負担もかかると想定されるため、少しでも負担を減らしたい。
- 従来の公益信託からの発想から1歩、2歩出ないと新しい公益信託が広がらない。現実的にそれを実現する方法を考えていただきたい。モデル契約書も民間も含めて多様なものを作っていけるようエンカレッジしていただきたい。今後の内閣府の取組も早めに共有していただきたい。当初の説明資料では粒度が細かく規制するものであった。それが少し緩和され、さらにガイドラインに書いていくと思うが、当初の資料に戻らず、緩和する方向で検討進めていただきたい。

○内閣府令案様式第2号の記載内容等の見直しを行ったうえで、今回パブリック・コメントを実施した政令案等について、委員会に諮問することについて確認を行った。

以上